

# 練馬区アスベスト飛散防止条例

平成17年12月16日

条 例 第 9 2 号

## 目次

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止（第7条 - 第9条）

第3章 解体等工事におけるアスベストの飛散防止（第10条 - 第16条）

第4章 雑則（第17条 - 第19条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、アスベストの飛散防止について、練馬区（以下「区」という。）、建築物等の所有者等および解体等工事の施工者の責務を明らかにするとともに、アスベストの飛散防止に係る措置等について必要な事項を定めることにより、区民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することを目的とする。

（令3条例7・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

アスベスト 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「法」という。）第2条第8項の石綿をいう。

建築物等 土地に定着する工作物のうち、練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

アスベスト含有材 法第2条第11項に規定する特定建築材料をいう。

吹付けアスベスト等 アスベスト含有材のうち、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第10条の2に規定する吹付け石綿ならびに石綿を含有する断熱材、保温材および耐火被覆材をいう。

特定建築物 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、病院等の用に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上の建築物で、規則で定めるものをいう。

延べ床面積 建築物等の床面積の合計または水平投影面積をいう。

工事対象面積 解体等工事（法第18条の15第1項に規定する解体等工事をいう。以下同じ。）に係る延べ床面積をいう。

関係住民 解体等工事を施工する建築物等の敷地境界線から当該建築物等の高さの2倍に等しい水平距離の範囲内において、居住し、事業を営み、または公共施設を管理する者をいう。

（平30条例10・令3条例7・一部改正）

（区の責務）

第3条 区は、アスベスト含有材を使用する建築物等の使用、改修および解体時における管理の基準を定め、アスベストの飛散防止のための施策を実施しなければならない。

2 区は、区民に対しアスベストの適正な取扱いおよびアスベストによる健康に係る被害の防止に関する知識の普及を図るものとする。

3 区は、建築物等の所有者または占有者（以下「所有者等」という。）が行うアスベストの飛散防止のための措置に対して必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第4条 建築物等の所有者等は、所有し、または占有する建築物等におけるアスベスト含有材の使用の有無を把握し、その建築物等にアスベスト含有材が使用されている場合においては、アスベストの飛散防止のための措置を講じるよう努めなければならない。

2 建築物等の所有者等は、区が実施する施策に協力しなければならない。

（工事施工者の責務）

第5条 解体等工事の元請業者（法第18条の15第1項に規定する元請業者をいう。以下同じ。）、自主施工者（同条第4項に規定する自主施工者をいう。以下同じ。）および下請負人（法第18条の16第2項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）は、区民の健康に係る被害を防止するため、アスベストの飛散防止のための措置を講じなければならない。

2 解体等工事の元請業者、自主施工者および下請負人は、区が実施する施策に協力しなければならない。

（令3条例7・一部改正）

（台帳の整備）

第6条 区長は、アスベストの飛散による健康に係る被害を防止するために適切な措置を講じることができるよう、吹付けアスベスト等を使用する建築物等に関する台帳を整備するものとする。

## 第2章 特定建築物におけるアスベストの飛散防止

（特定建築物の所有者等が行う調査等）

第7条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用または利用に供する部分に露出した吹付け材が使用されている場合には、規則で定めるところにより、当該吹付け材が吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材であるかどうかについて調査し、その結果を速やかに区長に届け出なければならない。

（特定建築物の所有者等がとるべき措置等）

第8条 特定建築物の所有者等は、当該特定建築物のうち多数の者の使用または利用に供する部分に露出した吹付けアスベストまたはアスベストを含有する吹付け材が使用されている場合には、除去、封じ込めまたは囲い込みの措置を講じなければならない。

2 特定建築物の所有者等は、前項に規定する措置を講じるときは、規則で定めるところにより当該措置の計画を区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第9条 区長は、特定建築物の所有者等が前2条の規定に違反していると認めるときは、その特定建築物の所有者等に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

## 第3章 解体等工事におけるアスベストの飛散防止

（令3条例7・改称）

（事前調査結果の掲示）

第10条 解体等工事の元請業者または自主施工者は、法第18条の15第5項の規定による掲示をするときは、規則で定めるところにより掲示しなければならない。

（令3条例7・全改）

(特定工事の発注者等の配慮)

第11条 特定工事(法第2条第12項に規定する特定工事をいう。以下同じ。)の発注者(法第18条の15第1項に規定する発注者をいう。以下同じ。)は、当該特定工事の元請業者に対して、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、次条に定める作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

2 前項の規定は、特定工事の元請業者が当該特定工事の全部または一部(特定粉じん排出等作業(法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業をいう。))を伴うものに限る。以下この項において同じ。)を他の者に請け負わせるときおよび下請負人が当該特定工事の全部または一部を更に他の者に請け負わせるときについて準用する。

(令3条例7・追加)

(作業基準の遵守)

第12条 特定工事の元請業者もしくは下請負人または自主施工者は、規則で定める作業基準を遵守しなければならない。

(令3条例7・旧第11条繰下・一部改正)

(標識の設置等)

第13条 特定工事のうち、つぎに掲げるものを施工する元請業者または自主施工者は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)第16条の4第2号に規定する掲示板(以下「標識」という。)を設置するときは、当該特定工事の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより標識を設置しなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により、当該特定工事を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

法第18条の17第1項に規定する届出対象特定工事(以下「届出対象特定工事」という。)

工事対象面積が80平方メートル以上の特定工事(前号に掲げるものを除く。)

2 前項ただし書の場合において、当該特定工事の元請業者または自主施工者は、当該特定工事を開始する前に、同項の標識を設置しなければならない。

3 前2項に定めるところにより第1項の標識を設置した元請業者または自主施工者は、規則で定めるところにより、区長へ報告しなければならない。

(平26条例10・令3条例7・一部改正)

(住民説明会の開催等)

第14条 届出対象特定工事で、延べ床面積が500平方メートル以上のものを施工する元請業者または自主施工者は、規則で定めるところにより、説明会その他の方法により関係住民に説明しなければならない。ただし、当該届出対象特定工事における吹付けアスベスト等の除去、封じ込めまたは囲い込みの作業の箇所が局所であって、当該作業を規則で定める方法により行うときは、この限りでない。

2 前項に規定する届出対象特定工事の元請業者または自主施工者は、同項の規定により説明を行ったときは、規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(平26条例10・平30条例40・令3条例7・一部改正)

(測定等の指示)

第15条 区長は、特定工事において、必要があると認めるときは、当該特定工事の元請業者または自主施工者に対し、規則で定めるところにより大気中におけるアスベストの濃度の測定等を指示

することができる。

- 2 前項の規定により測定等の指示を受けた者は、規則で定めるところによりその結果を区長に報告しなければならない。

(令3条例7・一部改正)

(改善勧告)

第16条 区長は、解体等工事の元請業者、自主施工者または下請負人が、第10条、第12条から第14条までまたは前条第2項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

(平26条例10・一部改正、令3条例7・旧第18条繰上・旧第17条繰上・一部改正)

#### 第4章 雑則

(立入検査等)

第17条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、特定建築物の所有者等もしくは解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者もしくは下請負人に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指示もしくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平26条例10・一部改正、令3条例7・旧第19条繰上・旧第18条繰上・一部改正)

(公表)

第18条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

第9条または第16条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

特定建築物の所有者等または解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者もしくは下請負人が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

- 2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

(平26条例10・一部改正、令3条例7・旧第20条繰上・旧第19条繰上・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(令3条例7・旧第21条繰上・旧第20条繰上)

#### 付 則

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に既に着手している建築物等の解体工事等については、第3章の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日から平成18年1月14日までの間に着手する建築物等の解体工事等についての第12条、第13条(第17条において準用する場合を含む。)および第16条の規定の適用につい

では、これらの規定中「解体工事等の開始の日の14日前」とあるのは、「解体工事等の開始の日」とする。

付 則（平成26年3月条例第10号）

1 この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。

（平成26年5月規則第61号で、平成26年6月1日から施行）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第12条および第16条の規定による届出がされた解体工事等については、この条例による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例（以下「新条例」という。）第9条の2、第12条および第16条の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する新条例第18条および第20条の規定の適用については、なお従前の例による。

付 則（平成30年3月条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年10月条例第40号）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例第14条の規定は、この条例の施行の日以後に練馬区アスベスト飛散防止条例第12条に規定する届出がされた解体工事等について適用し、同日前に同条に規定する届出がされた解体工事等については、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定ならびに付則第4項および第5項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例（以下「3年新条例」という。）第5条、第10条から第16条までおよび第18条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して14日を経過する日以後に着手する解体等工事（第1条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第12条第1項もしくは第2項の規定による届出がされた解体等工事または同条第3項の規定により当該届出を要しないこととされた解体等工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

3 3年新条例第17条および第19条の規定は、施行日以後にした行為（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を除く。）について適用し、施行日前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の練馬区アスベスト飛散防止条例（以下「4年新条例」という。）第13条第3項の規定は、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に着手する解体等工事（第2条の規定による改正前の練馬区アスベスト飛散防止条例第16条第1項または第2項の規定による届出がされた解体等工事を除く。）について適用する。

5 4年新条例第16条および第18条の規定は、一部施行日以後にした行為について適用し、一部施行日前にした行為については、なお従前の例による。